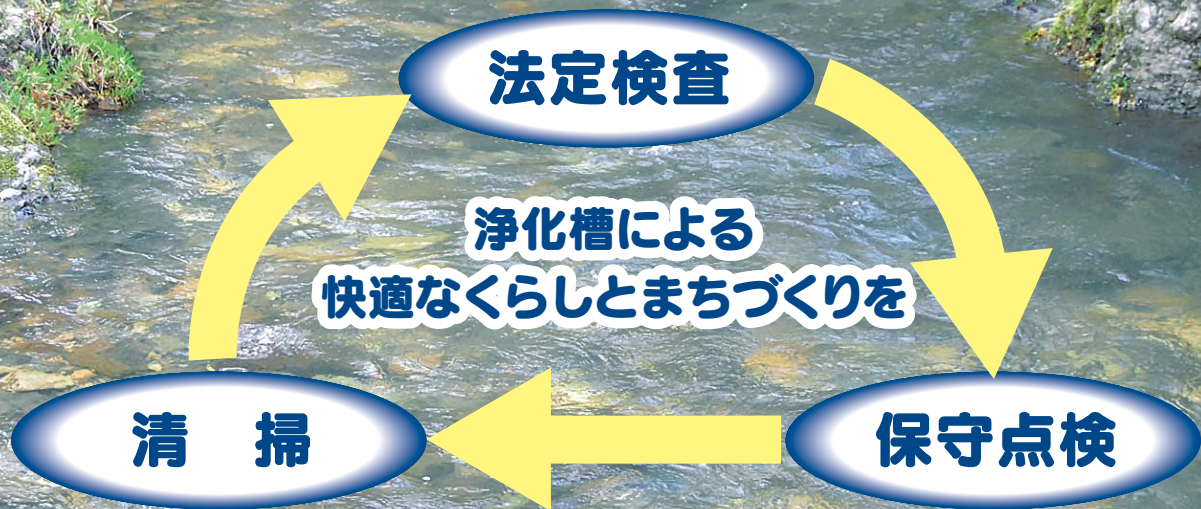


浄化槽をお使いの皆さま方へ

浄化槽は法定検査を 受けなければなりません

地域環境と河川をきれいにするため法律で義務づけられています。

浄化槽の機能を維持し、排水をきれいにするために
3つのことを定期的に行うことが大切です。



牛房野川(尾花沢市)



浄化槽法定検査 山形県指定検査機関

公益社団法人 山形県水質保全協会

〒999-3775 東根市大字野田695-8
TEL0237-48-2469 FAX0237-48-2693
<http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp>

平成24年2月より“公益社団法人”としてスタートしました。